

# 公益社団法人足利市シルバー人材センターゴールド会員規程

(令和8年1月23日制定)  
(足社人規程第 1 号)

## (目的)

**第1条** この規程は、公益社団法人足利市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の正会員が、高齢等の理由により就業が困難となりながらもセンターの会員としてとどまることを可能とすることにより、地域での社会活動やセンター事業を通じて、生きがいの充実及び健康の維持増進を図ることを目的とする。

## (定義)

**第2条** ゴールド会員とは、定款第5条第1号に定める正会員のうち、高齢等の理由により就業を望まないがセンターの会員としてとどまる者をいう。

2 ゴールド会員は、正会員の一員とする。

## (資格条件)

**第3条** ゴールド会員は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) センターの正会員として2年度以上在籍した者
- (2) 就業を希望しないが、センターの会員としてとどまることを希望する者

## (登録)

**第4条** ゴールド会員として登録しようとする者は、ゴールド会員登録申出書(別記様式第1号)を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 会員番号は入会登録時に付与された番号を使用する。

## (会費)

**第5条** ゴールド会員は、会費規程第2条に規定する会費を免除する。ただし、年度途中でゴールド会員となった場合は、すでに納付した会費は

返納しない。

#### **(登録の解除)**

**第6条** ゴールド会員が就業を希望する場合には、ゴールド会員解除申出書(別記様式第2号)を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定によりゴールド会員の登録を解除した場合、会費規程第2条に規定する会費を納入しなければならない。

#### **(権利)**

**第7条** ゴールド会員は、就業以外のセンター事業に参加する権利を有する。

#### **(委任)**

**第8条** この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会で定める。

#### **附 則**

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

年 月 日

ゴールド会員登録申出書

公益社団法人足利市シルバー人材センター  
理事長 様

会員番号 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は、ゴールド会員として登録したいので、申し出いたします。

事務局 処理欄	正会員在籍期間 年 月 日から 年 月 日
------------	-----------------------

別記様式第2号（第6条関係）

年 月 日

ゴールド会員解除申出書

公益社団法人足利市シルバー人材センター  
理事長 様

会員番号 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は、ゴールド会員としての登録を解除したいので、申し出いたします。